**大和市放課後児童クラブ事業条例の改正案について**

**ご意見をお寄せください**

市は、放課後児童クラブの育成料を定めた「大和市放課後児童クラブ事業条例」について、その一部改正を進めています。

このたび、その改正案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、後日、ホームページで公表します。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんのでご了承ください。

◇募集期間

令和７年６月１日（日曜）～令和７年６月３０日（月曜）（必着）

◇関連資料

「大和市放課後児童クラブ事業条例の一部改正について」（裏面）

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名・住所・年代を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

1. 窓口持参・郵送（下記の問合わせ先へ）
2. ファクスで送信（ファクス番号０４６－２６１－４９００）
3. オンライン申請（e-kanagawa電子申請）

（電子申請用二次元コード）

※意見を記入する書式は自由です。

※ご持参いただく場合は、市民活動拠点ベテルギウスの休館日である第３月曜日を除く、午前９時から午後５時の間にお越しください。

※電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

＜お問合せ先＞

〒２４２－００１８　大和市深見西１－２－１７　ベテルギウス内

大和市　こども部　こども青少年みらい課　こども青少年育成係

電　話：０４６－２６０－５２２４（直通）

ＦＡＸ：０４６－２６１―４９００

時　間：午前９時００分～午後５時００分（第３月曜日を除く）

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部改正について

**１．改正（案）内容（令和８年４月から）**

【現 行】　　　　　　　　　　　　　　　　 　 【改正案】

|  |  |
| --- | --- |
| 育成料 | 月額 6,300円 |
| 夏休み料金 | 通常月と同額 |

|  |  |
| --- | --- |
| 育成料 | 月額 10,200円 |
| 夏休み料金 | 8月のみ、月額12,200円 |

・国が示す放課後児童クラブ利用者負担割合の考え方に基づき、保護者負担を総事業費の1/2に近づけることを基本としています。総事業費は、放課後児童クラブの運営に係る経費のうち、施設の修繕費や備品購入費等を除外した金額としています。

・大和市における放課後児童クラブの利用者負担割合は令和３年度から５年度の3カ年の実績で30％前後となっています。

【運営費】

|  |  |
| --- | --- |
| **保護者**  **１／２** | 国  1/6 |
| 県  1/6 |
| 市  1/6 |

**国の想定では、保護者は**

**運営費の５０％を負担**

・夏休みは、利用時間の拡大と入会児童数の増加に対応するため、補助支援員を雇用すること等により、通常月と比べて経費が増す状況です。このため、8月の月額料金については、夏休みのみにかかる経費の1/2を夏休み期間延べ入会見込み児童数で割った金額を、通常月の育成料に加算した12,200円とします。

**２．改正の理由について**

・児童クラブの利用を希望する児童は、年々増加しており、本市では、学校敷地内の

居室の確保や、入会保留児童を民営の児童クラブで受け入れる体制を整えるなど、積

極的に入会希望の増加に対応してきました。一方で、入会児童数の増加に伴い、事業

の持続性や安定性に関わる様々な課題が生じています。

・これらの課題への対応に加え、近年の物価高騰や労務単価上昇の影響等により、放

課後児童クラブの運営経費は増加傾向にあります。

・大和市の児童クラブが、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を行うために、国の

方針に基づき、育成料を変更し、８月には夏休み料金を設定することで、育成料の適

正化を図ります。

・なお、現行の育成料は、本条例を施行した平成20年度以降、改定をしていません。

**３．今後の育成料改定の考え方**

・令和8年度改定後は、3年ごとに育成料の見直しを行います。